議案第７６号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から保健センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

利用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分		午前９時～正午	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時３０分	午前９時～午後５時	午後１時～午後９時３０分	午前９時～午後９時３０分
会議室		円 1,000 (900)	円 1,300 (1,100)	円 1,200 (1,000)	円 2,600 (2,200)	円 2,800 (2,400)	円 4,200 (3,500)
和室		600 (500)	800 (700)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
調理実習室		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
託児室		450 (400)	600 (500)	450 (400)	1,000 (900)	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)
集団検診・予防接種室	２室に仕切って使用する場合（１室につき）	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
	上記以外の場合	2,400 (2,000)	3,200 (2,800)	2,800 (2,400)	6,400 (5,400)	6,800 (5,800)	10,000 (8,400)
大会議室	２室に仕切って使用する場合（１室につき）	800 (700)	1,000 (900)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
	上記以外の場合	1,600 (1,400)	2,000 (1,800)	1,900 (1,600)	4,200 (3,600)	4,400 (3,800)	6,600 (5,600)
大研修室		3,900 (3,300)	5,200 (4,400)	4,600 (3,900)	10,500 (8,800)	11,200 (9,400)	16,500 (13,800)

［適　　用］

令和９年４月１日以後の利用施設の使用に係る使用料について適用